

川崎市告示第94号

指定障害児相談支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項の規定により、指定障害児相談支援事業者の指定を行いましたので、同法第24条の37第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和8年2月26日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
一般社団法人長閑ひより	相談支援事業所 ひより	川崎市幸区中幸町4丁目19番地 川崎パークホームズ904	障害児相談支援	令和7年10月1日	1475100481